



2026年5月1日

各 位

会 社 名 盟和産業株式会社
代表者名 代表取締役社長 飯塚 清
(コード番号 7284 東証スタンダード)
問合せ先 総合管理部長 伊藤 明彦
(TEL. 046-223-7611)

当社独立委員会による「非適格者」認定基準の制定に関するお知らせ

当社は、2025年5月21日付け当社取締役会決議及び2025年6月26日付け当社第70回定時株主総会決議に基づき、「当社株式の大量取得行為に関する対応方針（買収への対応方針）」（以下「本プラン」といいます。）を継続しております。

本プランにおいては、当社株券等の買付等（※1）を行おうとする者は、本プランに定められる手続に従っていただくこととしております。

※1 本プランにおける「買付等」とは、下記①、②若しくは③に該当する当社株券等の買付その他の取得又はこれらに類似する行為（これらの提案¹を含みます。）を意味します（いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。）。

- ① 当社が発行者である株券等²について、保有者³の株券等保有割合⁴が20%⁵以上となる買付その他の取得
- ② 当社が発行者である株券等⁶について、公開買付け⁷を行う者の株券等所有割合⁸及びその特別関係者⁹の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け
- ③ 上記①若しくは②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、(i)当社の株券等

¹ 第三者に対して買付等を勧誘する行為を含みます。

² 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本書において別段の定めがない限り同じとします。

³ 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

⁴ 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本書において同じとします。

⁵ 仮に本プラン更新時において、既に当社の株券等について20%以上の株券等保有割合を有する保有者がいたことが大量保有報告書により確認された場合には、当該保有者との関係においては、本プラン更新時において保有していた株券等保有割合として当社取締役会が認めた割合とするものとします。その場合、当社取締役会において本書における関連箇所を適宜見直すものとします。

⁶ 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

⁷ 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本書において同じとします。

⁸ 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本書において同じとします。

⁹ 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本書において同じとします。

の取得をしようとする者又はその共同保有者¹⁰若しくは特別関係者（以下本③において「株券等取得者等」といいます。）が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該株券等取得者等の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該株券等取得者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係¹¹を樹立するあらゆる行為¹²あって、(ii)当社が発行者である株券等につき当該株券等取得者等と当該他の株主の株券等保有割合の合計が 20%以上となるような行為

本プランに関し、成成株式会社が提出した本年4月22日付け大量保有報告書や、昨今の当社株券等の売買状況、本年3月末時点の当社株主名簿上の株主等を踏まえると、当社の複数の株主の間に一定の関係があり、買付等のうち上記※1③に規定される「当該株券等取得者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が当該複数の株主の間に樹立されたのではないかと疑われる状況が認められました。

そこで、当社は、かかる「当該株券等取得者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が当該複数の株主の間に樹立されたかの判断にあたっての予見可能性を確保するため、当社独立委員会に対して、その基準を制定することを求め、本日、当社独立委員会より、かかる認定のための客観的な基準として、別紙『「非適格者」認定基準』を制定することを決議した旨の連絡を受けましたので、ここにお知らせいたします。

なお、この度、当社独立委員会が制定したものは、本プランにおける「非適格者」（※2）の認定基準ですが、本プランにおける「買付等」のうち「当該株券等取得者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定についても、別紙『「非適格者」認定基準』は適用されることとなります。

¹⁰ 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします

¹¹ 「当該株券等取得者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該株券等取得者等及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行うものとします。

¹² 本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものとします。なお、当社取締役会は、本文の③所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

※2 本プランにおいて、「非適格者」とは、以下のいずれかに該当する者をいいます。

- (i) 特定大量保有者¹³
- (ii) 特定大量保有者の共同保有者
- (iii) 特定大量買付者¹⁴
- (iv) 特定大量買付者の特別関係者
- (v) 上記(i)乃至(iv)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者
- (vi) 上記(i)乃至(v)に該当する者の関連者¹⁵

今後、当社は、当社の一定の株主の間に「当該株券等取得者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」に該当する関係があるか否かについて、この基準に従って調査していきます

なお、本プランの詳細な内容につきましては、以下の適時開示資料をご参照ください。

2025年5月21日付け「当社株式の大量取得行為に関する対応方針（買収への対応方針）の更新について」

上記適時開示資料は、当社ウェブサイト上の以下の URL からご覧いただけます。

URL: <https://contents.xi-storage.jp/xcontents/AS08330/755c8130/7222/478a/8638/31ef5a744e43/140120250521560374.pdf>

以 上

¹³ 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%（脚注5に記載された理由により当社取締役会が20%を超える割合を認めた場合には、当該割合）以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本書において同じとします。

¹⁴ 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）の買付等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本書において同じとします。

¹⁵ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

(別紙)

「非適格者」認定基準

- ※ 認定は、認定の対象者（その親会社、子会社、その他認定の対象者と同一視すべき主体を含む。）について、下記の各要素に加え、買収者との間での意思の連絡が「ない」ことを窺わせる直接・間接の事実の有無についても勘案した上で、総合判断の方法により行われるべきものとする。
 - ※ 以下「買収者」には、「買収者」の親会社又は子会社（買収者を含め、「買収者グループ」という。）、買収者グループの役員及び主要株主を含むものとする。
- 1) 当社株式を取得している時期が、買収者による当社株式の取得又は重要提案行為等の当社経営支配権の実質的な取得ないし当社経営への実質的影響力の獲得行動が行われている期間と重なり合っているか
 - 2) 取得した当社株式の数量が相当程度の数量に達しているか
 - 3) 当社株式の取得を開始した時期が、買収者による当社株式の取得若しくは重要提案行為等の当社の経営支配権の実質的な取得ないし当社経営への実質的影響力の獲得行動が開始された時期に近接し、又は本プランに係る議題を目的事項に含む株主総会の基準日など、買収者の行動に関連するイベントと近接しているか
 - 4) 市場における当社株式の取引状況が、異常な時期（例えば、平均的な出来高に比して著しく出来高が膨らんでいたり、株価が先行する時期の平均株価に比して著しく急騰したりする時期）において、時期を同じくして当社株式を取得しているなど、買収者による当社株式取得の時期及び態様（例えば、信用買い等を駆使しているかどうか）の特徴との間に共通性がみられるか
 - 5) 買収者が株式を取得している（又は取得していた）他の上場会社の株式を取得していたことがあり、かつ、その取得時期や保有期間が買収者のそれと重なり合っているか
 - 6) 上記 5)の重なり合う期間において、当該他の会社（買収者と共にその者が株主となっていた他の上場会社）に対する株主権（共益権）の行使が買収者のそれに同調したものであったか。同調したものであったとした場合に、その株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か
 - 7) 上記 5)記載の当該他の上場会社において、認定対象者及び買収者（並びに認定対象者以外の者で買収者と同調して議決権等の共益権の行使を行った株主がいる場合には当該株主）による議決権等の共益権の行使の結果、取締役その他の役員の選解任が行われた場合において、当該変更後の役員の在任期間中に当該他の上場会社において企業価値又は株主価値のき損のおそれ（例えば、重大な法令違反に該当する事象の発生又はそのおそれのある事象の発生、上場廃止、特設開示注意銘柄への指定、破産その他の法的倒産手続、大規模な希釈化を伴う株式又は新株予約権の発行）が生じているか。生じているとして企業価値又は株主価値のき損のおそれはどの程度か
 - 8) 買収者との間で、直接・間接に出資関係ないし資金の貸借関係等が存在している又は存在していたことがあるか

- 9) 買収者との間で、直接・間接に、役員兼任関係、親族関係（内縁関係など準じる関係を含む。以下同じ）、ビジネス上の関係、出身校その他のコミュニティの中における人的関係が存在している若しくは存在していたこと、又は、一方が他方の従業員、組合員その他構成員である若しくはあったことがあるなどの人的関係が存在するか
- 10) 当社に対する株主権（共益権）の行使が買収者のそれに同調したものであったか。同調したものであったとして、行使された株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か（なお、この 10)を唯一の根拠として「非適格者」と認定してはならないものとする。）
- 11) 当社の事業や経営方針に関する言動等が買収者のそれと類似しているか。類似している言動等がある場合には、そのような言動等がされた時期、内容に照らして、その類似の程度はどの程度か（なお、この 11)を唯一の根拠として「非適格者」と認定してはならないものとする。）
- 12) その代理人やアドバイザーが、買収者のそれと同じ事務所、法人、団体に属している若しくは属していたことがある、業務提携関係にある、同種案件を共同して遂行したことがある、及び/又は親族関係その他の人的関係があるなど、買収者との間において意思の連絡が容易となるような関係を有しているか(直接的なものであると間接的なものであるとを問わない。)
- 13) その他、買収者との間で意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実はあるか

以上